

金融機能強化法等の改正に係る説明資料

平成 23 年 5 月
金融 庁

金融機能強化法(平成20年12月17日に改正法を施行)

金融機能強化法の概要

【目的】金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

【申請】(※申請期限:平成24年3月末)
(下記を記載した経営強化計画を策定・提出)

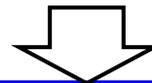
- ①計画期間(3年以内)
- ②収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
- ③従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
- ④中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- ⑤株式等の引受け等の額、内容

【審査】

下記の基準を満たす場合に国が資本参加

- ①収益性・効率性等の向上が見込まれること
- ②地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
- ③公的資金の回収が困難でないこと
- ④適切な資産査定がなされていること
- ⑤破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと
- ⑥協同組織金融機関等について、一定の地域シェア等

【事後チェック】①金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告
②当局が履行状況報告を公表、フォローアップ(必要に応じ監督上の措置を講じる)



政府保証枠：12兆円

実績：13金融機関に対して3,495億円(改正後は11金融機関に対して3,090億円)

(参考)

金融機能強化法に基づく資本参加の実施状況

(平成23年3月末現在)

単位:億円

| | 金融機関名 | 資本参加の時期 | 種類 | 資本参加額 |
|-----|----------|---------|-------|-------|
| 旧法 | 紀陽銀行 | 18年11月 | 優先株式 | 315 |
| | 豊和銀行 | 18年12月 | 優先株式 | 90 |
| 改正法 | 北洋銀行 | 21年 3月 | 優先株式 | 1,000 |
| | 福邦銀行 | 21年 3月 | 優先株式 | 60 |
| | 南日本銀行 | 21年 3月 | 優先株式 | 150 |
| | みちのく銀行 | 21年 9月 | 優先株式 | 200 |
| | きらやか銀行 | 21年 9月 | 優先株式 | 200 |
| | 第三銀行 | 21年 9月 | 優先株式 | 300 |
| | 山梨県民信用組合 | 21年 9月 | 信託受益権 | 450 |
| | 東和銀行 | 21年12月 | 優先株式 | 350 |
| | 高知銀行 | 21年12月 | 優先株式 | 150 |
| | 北都銀行 | 22年 3月 | 優先株式 | 100 |
| | 宮崎太陽銀行 | 22年 3月 | 優先株式 | 130 |
| 合 計 | | | | 3,495 |

(注) 紀陽銀行及び北都銀行については、それぞれ紀陽ホールディングス及びフィデアホールディングスが発行する優先株式の引受けによる。
山梨県民信用組合(全国信用協同組合連合会)については、信託受益権の買取りによる。

東日本大震災に対処するための金融機能強化法等の改正の概要

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

1. 基本的考え方

- 東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、予め、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図るうえで不可欠。このため、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法に震災の特例を設けることとしたい。

2. 主な改正事項

(1) 一般的特例(全金融機関)

- ① 経営強化計画の策定において、
 - － 経営責任は求めない
 - － 収益性・効率性に関する目標設定を求めない 等の弾力化
- ② 資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる。併せて、幅広い選択肢が可能となるよう、資本参加の手段を多様化する。

(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等)

- ① 自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有し、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関に対し、国と中央機関が、共同して資本参加。
- ② 対象機関は、中央機関と経営指導契約を締結。仮に、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行う。その財源には、預金保険の資金等を活用する。

(3) 申請期限を延長する(現行平成24年3月末→平成29年3月末)。

(注)根抵当権の譲渡等に係る特例措置等を定める組織再編成特別措置法の申請期限も同じ期間延長する。

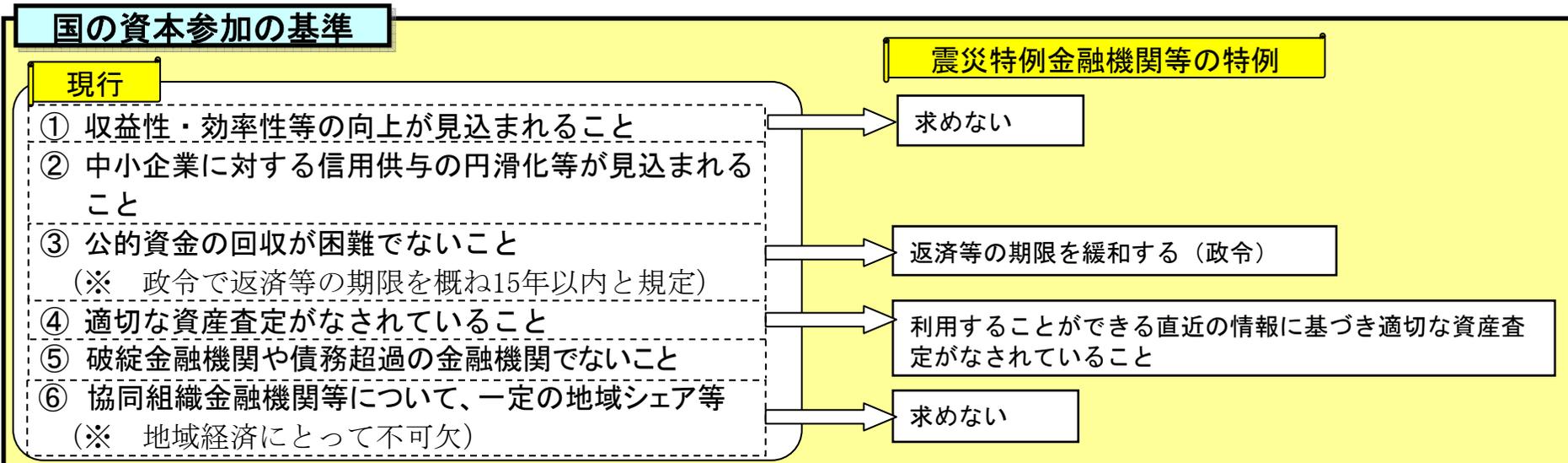
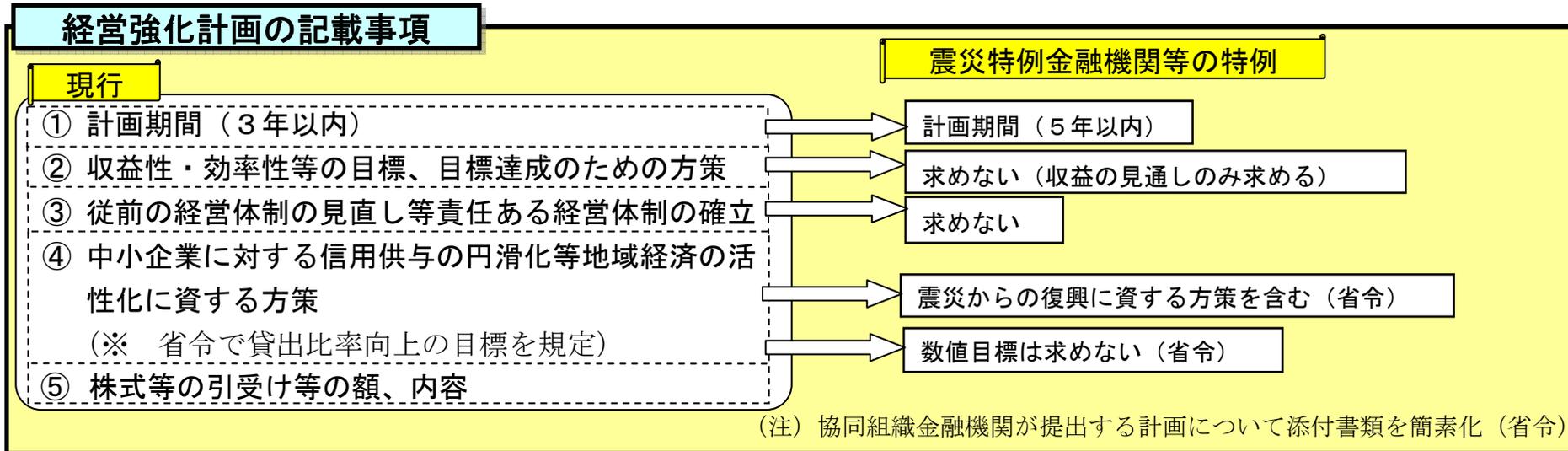
金融機能強化法等の改正に係る説明資料

(補 足 説 明 資 料)

(1) 一般的特例(全金融機関)

① 経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の柔軟化

○ 東日本大震災により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関（「震災特例金融機関等」）について、経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の特例を設ける。

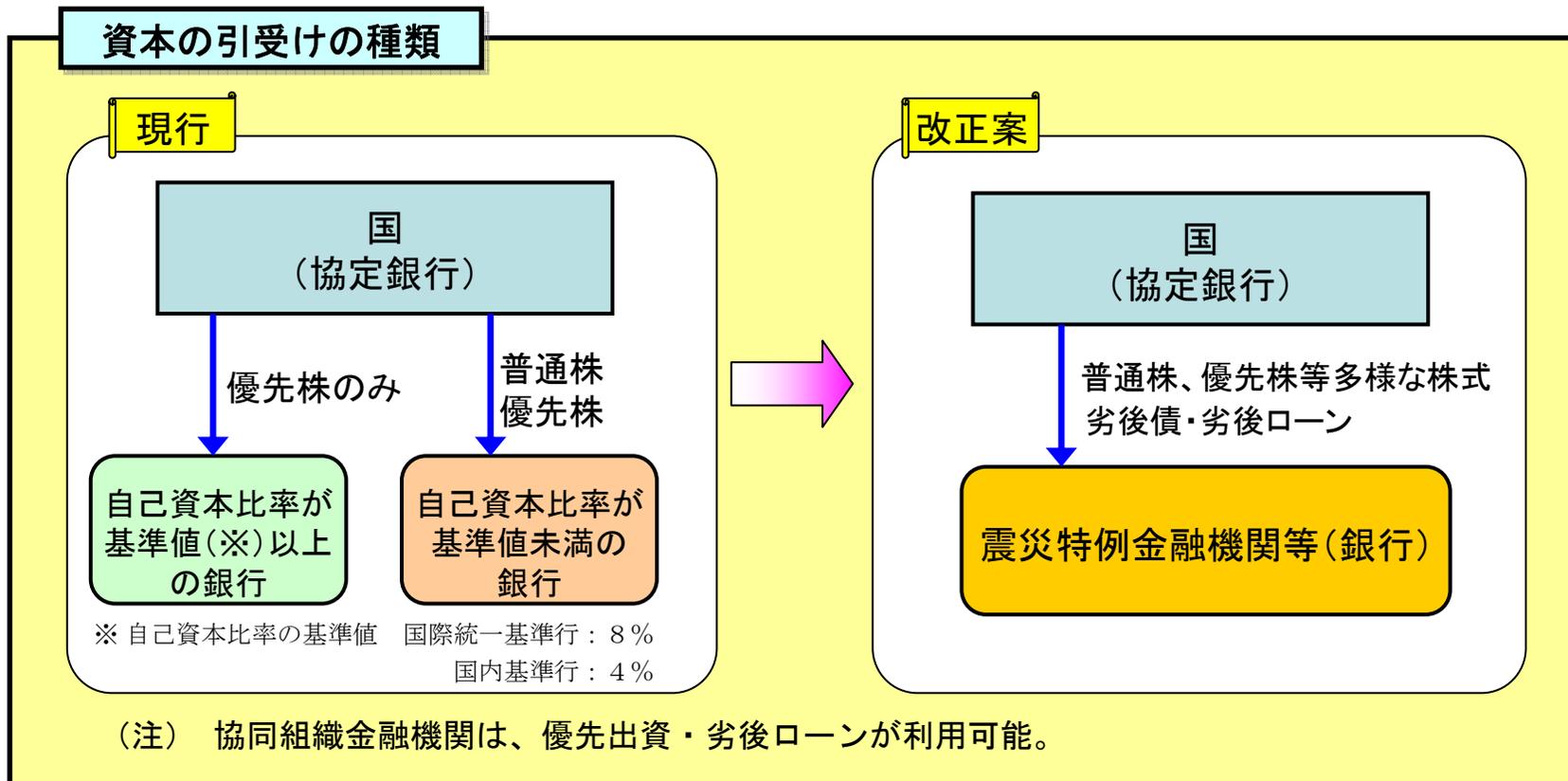


(注) 既に国の資本参加を受けている金融機関が震災特例金融機関等であるときは、経営強化計画の変更時等に経営強化計画の記載事項・国の資本参加の基準の要件の特例を適用

(1) 一般的特例(全金融機関)

② 資本参加コストの引下げ(資本の種類が多様化)

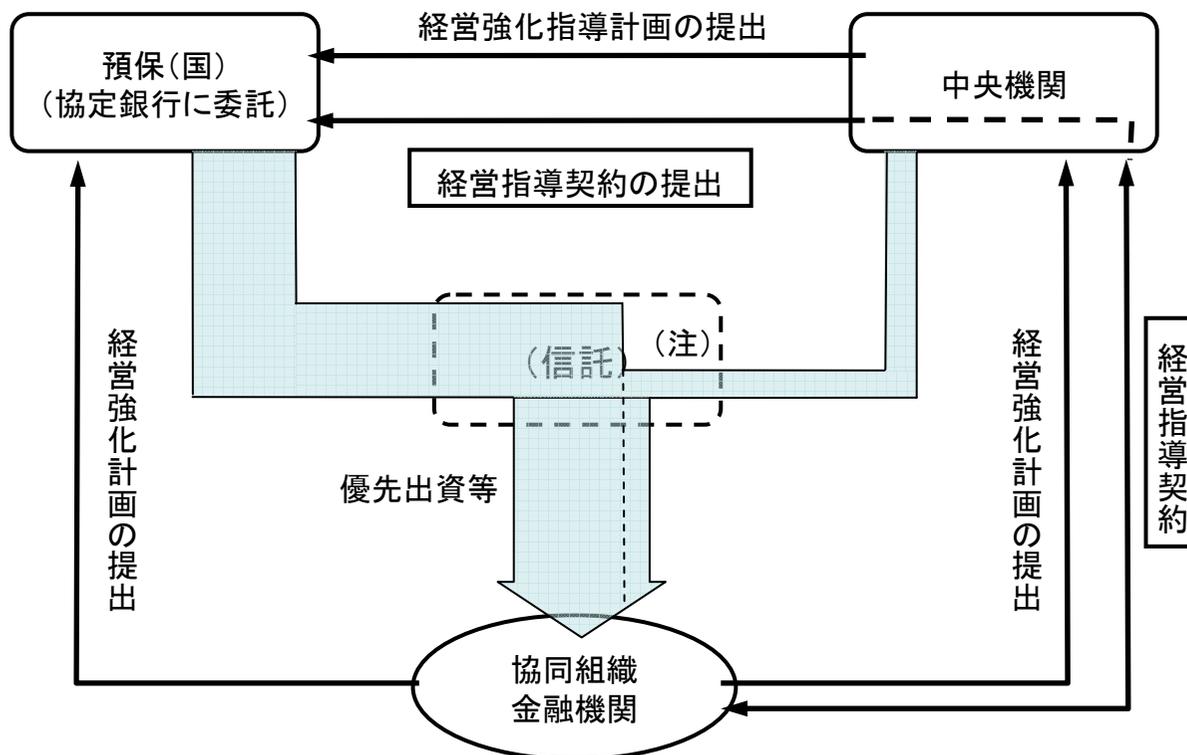
- 震災特例金融機関等については、国の資本参加のコストを、平時に求められる水準よりも引き下げる(運用事項)。
 - (現行) TIBOR(東京の銀行間の短期金利) + 1%~2%程度
 - (特例) 政府保証調達やTIBOR並みに引き下げる。
- 関連して、配当も含めて、震災特例金融機関等において幅広い選択が可能となるよう、現行の優先株に加え、普通株・劣後債・劣後ローンといった多様な選択肢を可能とする。



(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等) <1>

- 協同組織金融機関の特性（①限定された営業地区を基盤、②人的に結合した会員組織、③中央機関が一定の指導的役割を担う）に鑑み、特別な資本参加の仕組みを設ける。
 - 自ら被災したり、被災者への貸付を相当程度有しているなど、今次の大震災により、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関について、（イ）中央機関との間での経営指導契約を結ぶことにより、（ロ）国と中央機関が共同して、資本参加できる（信託受益権方式）こととする。
 - 対象機関は、10年（延長可）経過までに、財務状況が一定以上悪化している場合には、資本の整理を含む事業再構築を行う。なお、資本の整理のための財源は、預金保険機構の一般勘定（保険料）（元本1,000万円内相当分）及び早期健全化勘定（元本1,000万円超相当分）の資金を活用。
- (※) 経営強化計画の記載事項等も一般的特例に倣って柔軟化。資本参加の償還等が困難でないことは求めない。

<国と中央機関とで協同組織金融機関に資本参加する方式>

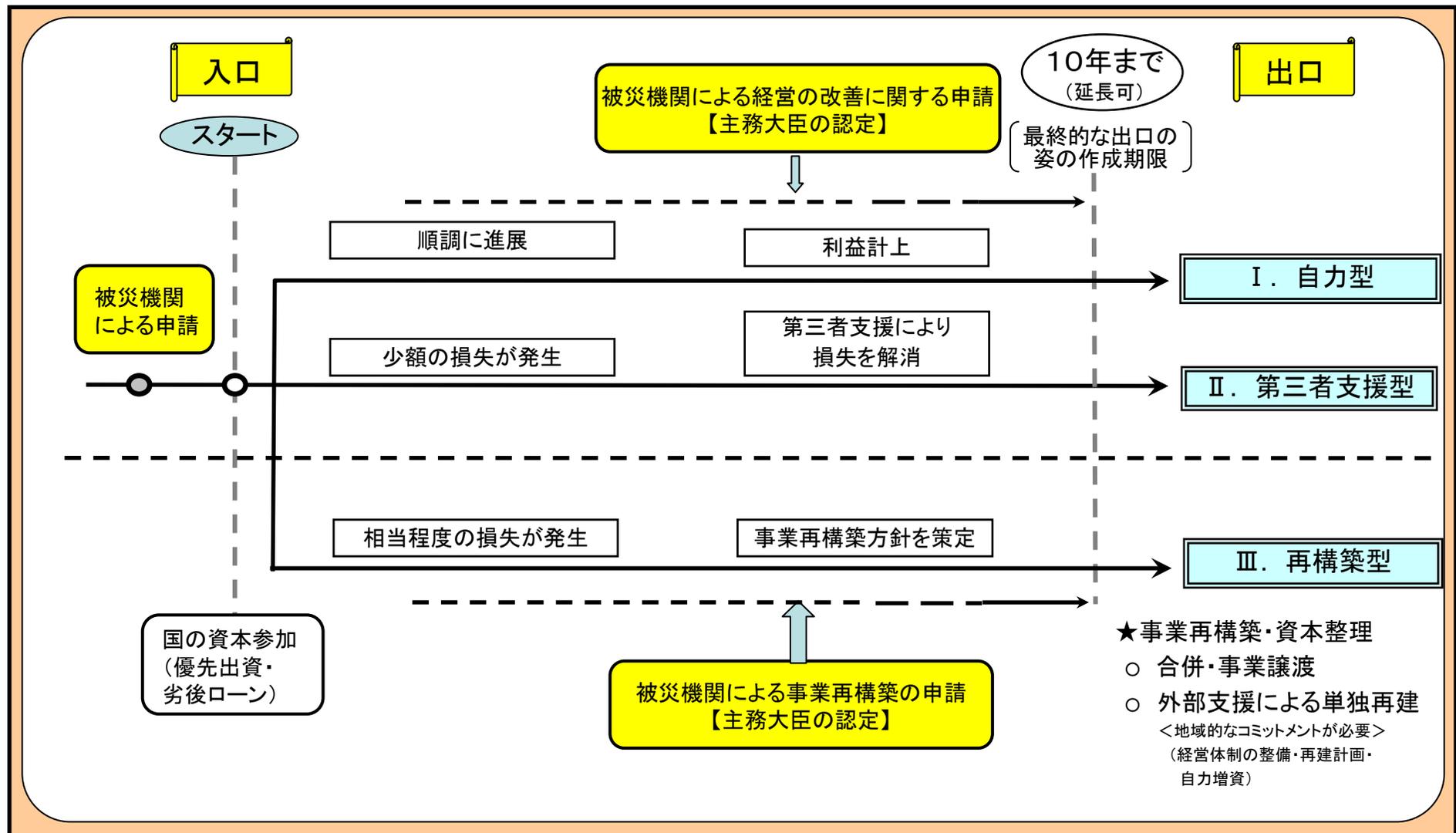


(注) 資本参加の具体的な流れ

経営指導契約の内容を含め、国が審査し、資本参加を決定。

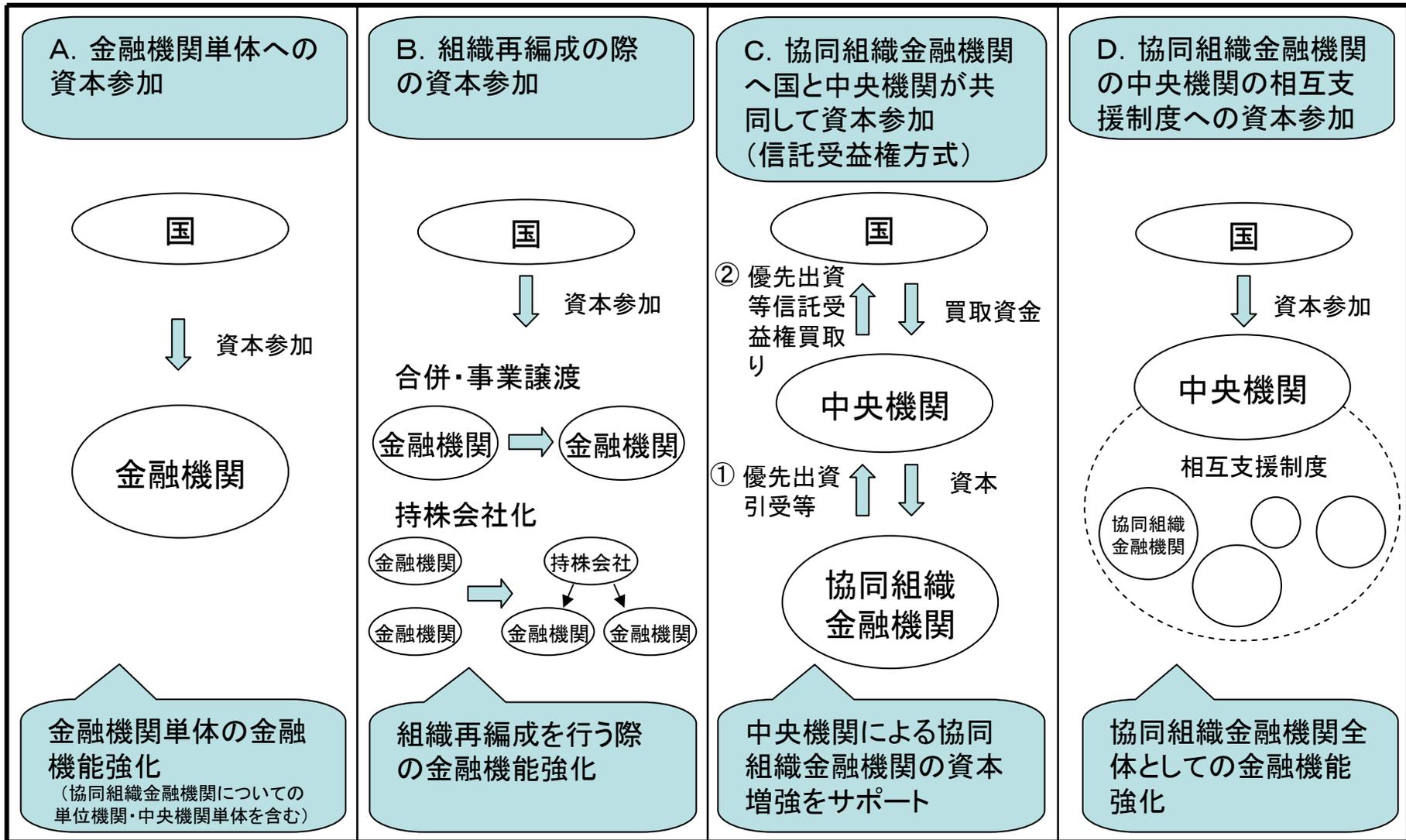
- ① 中央機関が協同組織金融機関に優先出資又は劣後ローンにより資本参加。
- ② 中央機関の資本参加を信託受益権化。
- ③ 預保が信託受益権をリスク分担に応じて買い取ることで中央機関による資本増強を国が補完。

(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等) <2>



Ⅲ. 再構築型の場合(被災債権等からの相当程度の損失の累積で優先出資の償還が困難となる場合)には、預金保険機構の一般勘定(元本1,000万円内相当分)及び早期健全化勘定(元本1,000万円超相当分)の資金を活用。

○金融機能強化法における資本参加の4方式に関する改正事項



- ① 4方式いずれにおいても(1)一般的特例を設ける(経営強化の記載事項・国の資本参加の基準の要件の柔軟化)。
(注)協同組織金融機関の中央機関の相互支援制度への資本参加においては、中央機関に震災対応のための公的資金を区分経理し、当該公的資金を使って資本参加した単位組織のみ、当局への報告・公表対象とする。
- ② 組織再編成を行う銀行持株会社について、自己資本比率を回復させるまでの範囲を超えて、経営強化計画の実施のために必要な範囲までの資本参加を可能とする。

(3) 申請期限の延長等

○ 復興が中長期にわたることが想定され、その間を通じて、金融機関のリスク負担を可能とするため、平成24年3月末までとされている国の資本参加の申請期限を平成29年3月末まで延長。

※ 組織再編成特別措置法について、根抵当権の譲渡に係る根抵当権設定者の承諾を不要とする特例措置等を適用するため、金融機能強化法の申請期限の延長と同じ期間、組織再編成特別措置法の計画の申請期限を延長。

(4) 施行スケジュール

○ 公布後2月以内に政令で定める日に施行。